

第 75 号議案

小城市立学校用務員の就業規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

用務員の勤務時間について、小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則を準用することとなっているが、準用元となる規則の改正に伴い、規則を改正する必要がある。

小城市教育委員会規則第 号

小城市立学校用務員の就業規則の一部を改正する規則

小城市立学校用務員の就業規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 49 条」を「第 57 条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小城市立学校用務員の就業規則(平成17年小城市教育委員会規則第21号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>小城市立学校用務員の就業規則</p> <p>(略)</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第3条 職員の勤務時間は、小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則(平成18年小城市教育委員会規則第1号)第49条を準用する。</p> <p>(略)</p>	<p>小城市立学校用務員の就業規則</p> <p>(略)</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第3条 職員の勤務時間は、小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則(平成18年小城市教育委員会規則第1号)第57条を準用する。</p> <p>(略)</p>